

高知県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 高知県における再犯防止に関する施策を推進するため、高知県再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高知県再犯防止推進計画の推進に関すること。
- (2) 高知県再犯防止推進計画の見直しに関すること。
- (3) その他高知県の再犯防止の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる機関及び団体の関係者（以下「委員」という。）で構成するものとし、必要に応じて増減することができるものとする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会の会長は、委員からの互選によるものとする。

- 2 協議会に会長の指名による副会長1名を置く。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 第2条に掲げる協議事項のうち個別事項について協議する場合は、その事項に関係した委員を招集して会議を開催することができる。
- 3 本会会長は、会議の必要に応じて参考となる人物を招聘することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協議会で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

別紙

国	高知保護観察所
	高知地方検察庁
	高松矯正管区
	高知刑務所
	高知少年鑑別所
	高知労働局
地 方	高知市地域共生社会推進課
	高知市福祉管理課
民 間 団 体	高知弁護士会
	一般社団法人 高知県社会福祉士会
	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
	高知県精神保健福祉士会
	高知県保護司会連合会
	高知県就労支援事業者機構
	高知県更生保護女性連盟
	更生保護法人高坂寮